

第 1 回 南あわじ市住生活基本計画策定委員会

南あわじ市住生活基本計画の策定について

I 住生活基本計画の概要

1. 住生活基本計画とは
2. 計画で定める内容
3. 計画策定の意義

II 計画策定にあたり

1. 計画策定の概要
2. 計画検討の進め方

I 住生活基本計画の概要

1. 住生活基本計画とは

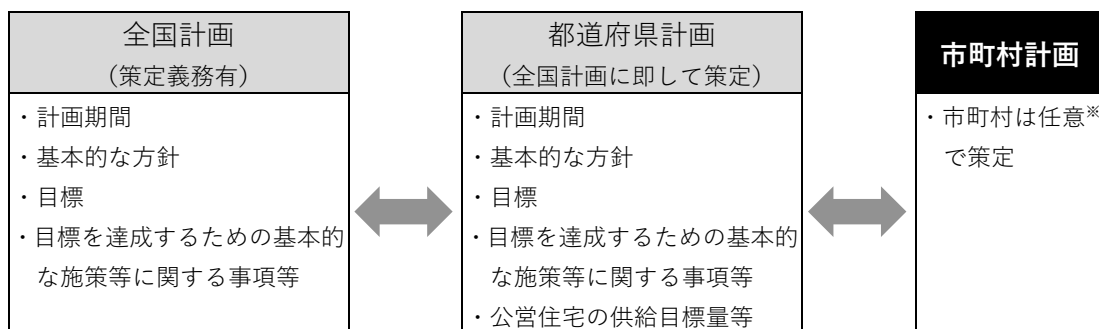
市町村住生活基本計画は、市町村の住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、市町村の区域の自然、歴史、文化等の特性に応じた住生活を巡る課題を設定し、施策の方向性を提示した計画です。

・住生活基本計画は、住生活基本法に基づき、政府及び地方公共団体が定める住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画です。この根拠法となる「住生活基本法」は平成18年6月8日公布・施行されました。それ以前の住宅政策は「住宅建設計画法[※]」に基づき住宅ストックの量的拡大を主目的に進められていました。しかし、少子高齢社会が到来し、人口・世帯数が減少に向かう成熟社会においては、住宅の質的向上を目的とした政策へと転換していくこととし、住宅という器だけでなく、住生活というソフト面も含めた広範な政策展開が必要とされています。

※ 住宅建設計画法は5ヵ年計画で第八期まで40年間継続してきました

・住生活基本法では、政府が住生活基本計画（全国計画）を策定することが義務付けられており、都道府県計画についても「全国計画に即して策定する」とされています。一方、市町村計画については法律には明記されておらず、策定は任意となっています。ただし、「国及び地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、市町村の地域特性に応じた住宅政策を展開するために、計画策定が望まれます。

2. 計画で定める内容



※ 兵庫県住生活基本計画では、本計画に基づき市町村計画を策定することが望ましいとされている。

■ 市町村計画で定める事項（施策）の例

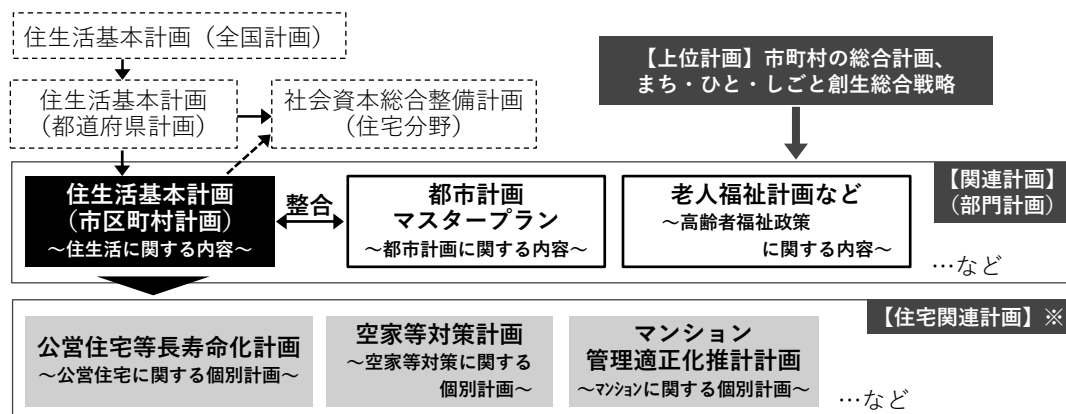
市町村計画で定める事項は下記のようなものが考えられますが、全国や都道府県のように総合的な計画ではなく、重点施策などにポイントを絞った計画や地域特性に特化した計画にすることも考えられます。

- 良質な住宅の供給（例：耐震化、バリアフリー化、省エネ化等住宅の質の向上等）
- 良好な住環境の形成（例：街なみの形成、狹隘道路の解消等）
- 居住の安定の確保（例：賃貸住宅供給方針、要配慮者の相談対応、居住支援協議会等）

3. 計画策定の意義

① 住宅分野の施策を総合的に推進するための最上位計画として機能

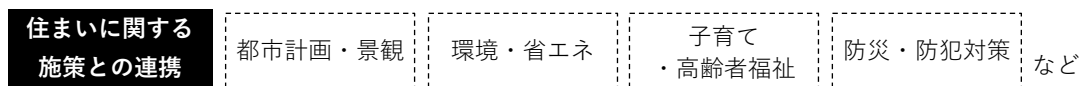
- ・住生活基本計画は、住宅政策を総合的に進める上での最上位計画として、行政内部はもとより、民間事業者や住民等に対して、住宅政策の将来目標とその実現方法を示す計画として機能します。
- ・市町村の住生活基本計画は、総合計画に基づき、行政分野の政策内容をより具体化し、施策の具現化を総合的に図るための基本計画として機能させることが必要です。



※住生活基本計画と一体的な計画として策定できます

② 計画行政を進める上での指針として機能

- ・住宅政策を取り巻く課題は多岐にわたっており、長期的な取組みや関連行政分野との緊密な連携が必要不可欠です。
- ・市町村計画は、長期展望に立った施策の実施、他分野との連携による施策の戦略的な実施、政策評価による効果的な施策の実施等を計画的かつ効率的に実施するための指針となる計画として機能します。



③ 市町村における予算措置のための根拠計画として機能

- ・計画を実効性あるものにするには予算確保が不可欠ですが、そのためには根拠となる計画が必要です。市町村計画は、行政内部（首長）・議会、都道府県・国等へ予算化の必要性を説明する根拠として機能します。
- ・「政策課題→施策の目標と基本施策→具体の事業と実施のための予算措置（国の補助制度、社会資本整備総合交付金、独自制度等）」に至る手順を一連の体系として捉えて計画化することが重要です。

④ 住民や事業者等の責任ある活動の指針として機能

- ・住まいに関する活動の大半は民間の活動です。市町村計画は、住民や事業者等に対し、その役割を示し、住まいづくりへの参画や協力を導く指針としての機能のほか、住民や事業者が担うべき責務を明示する機能を果たします。

Ⅱ 計画策定にあたり

1. 計画策定の概要

(1) 計画策定の背景

平成 18 年 6 月に住宅政策の新たな法律として住生活基本法が公布・施行されました。

この法律は、住宅の「量の確保」を図るこれまでの政策から、国民の豊かな住生活の実現のための住環境を含む住宅ストックの「質」の向上を図る政策へと本格的な転換を図るもので、この法の基本理念を踏まえ、それを推進していくための目標や基本的な施策等を示した「住生活基本計画（全国計画）」が、同年に策定されました。

その後、社会環境の変化や人々の価値観の多様化に対応し、5 年ごとに改定を重ねており、令和 3 年 3 月策定の現行計画では、令和の新たな時代における住宅施策の目標を「3 つの視点」及び「8 つの目標」として示しています。

兵庫県においても、国の「住生活基本計画（全国計画）」に基づき、「兵庫県住生活基本計画」が策定されており、現行計画は令和 4 年 3 月に改定されたものとなっています。兵庫県住生活基本計画では、県内市町においては、本計画に基づき市町計画を策定することが望ましいとされています。

(2) 計画策定の目的

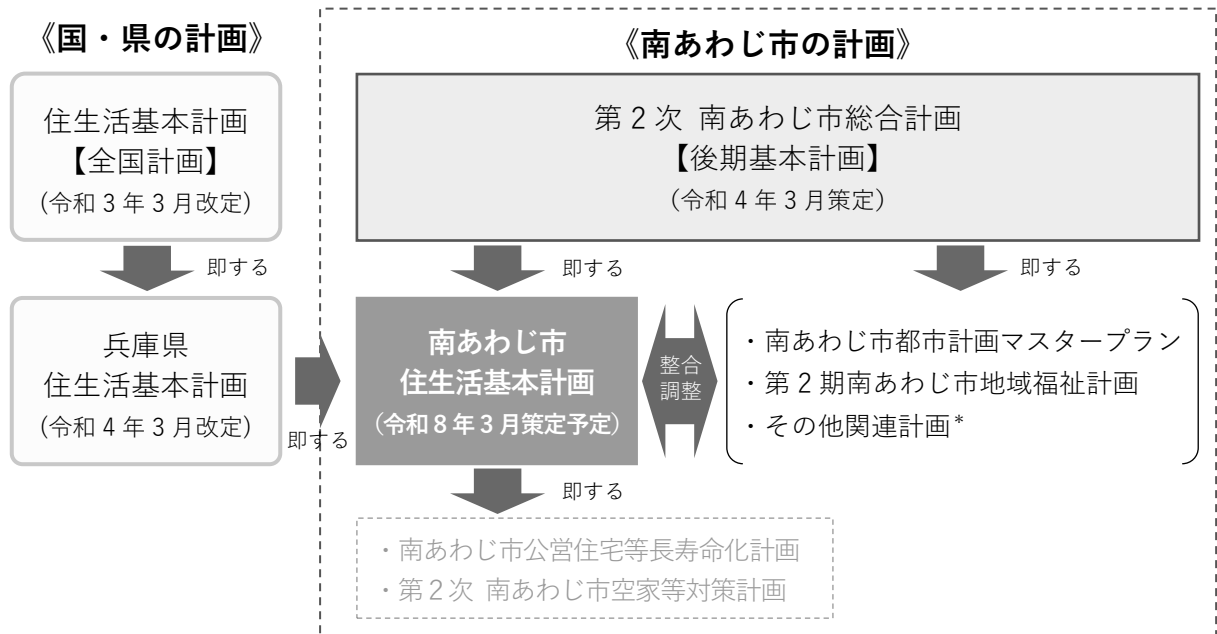
本市を取り巻く昨今の社会経済情勢、人口や市民ニーズの変化、また、これまで取り組んできた住宅施策の効果等を踏まえ、住生活の現状と課題を把握し、住生活にかかわる施策を総合的に進めていくことが課題となっています。

このような課題に対応するため、住まいや住環境に関する施策を展開する上での基本方針や具体的な施策を明らかにすることを目的として、本計画を策定します。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第2次南あわじ市総合計画」の下位に位置する住宅分野の部門計画であり、住生活基本計画（全国計画、兵庫県計画）に即しつつ策定する本市の住宅施策に関する最上位計画です。

計画の策定にあたっては、住生活に関連する様々な分野計画と整合性を図り、南あわじ市独自の住宅政策の基本方針・施策を定めた計画とします。



*：その他の関連計画として、以下のような計画があります。

- ・南あわじ市障害者計画（第4次）及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
- ・南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）
- ・南あわじ市子ども・子育て支援事業計画（第3期）
- ・南あわじ市公共施設等総合管理計画
- ・南あわじ市地域防災計画
- ・第3期南あわじ市教育振興基本計画
- ・第5次南あわじ市地球温暖化対策実行計画

(4) 計画期間

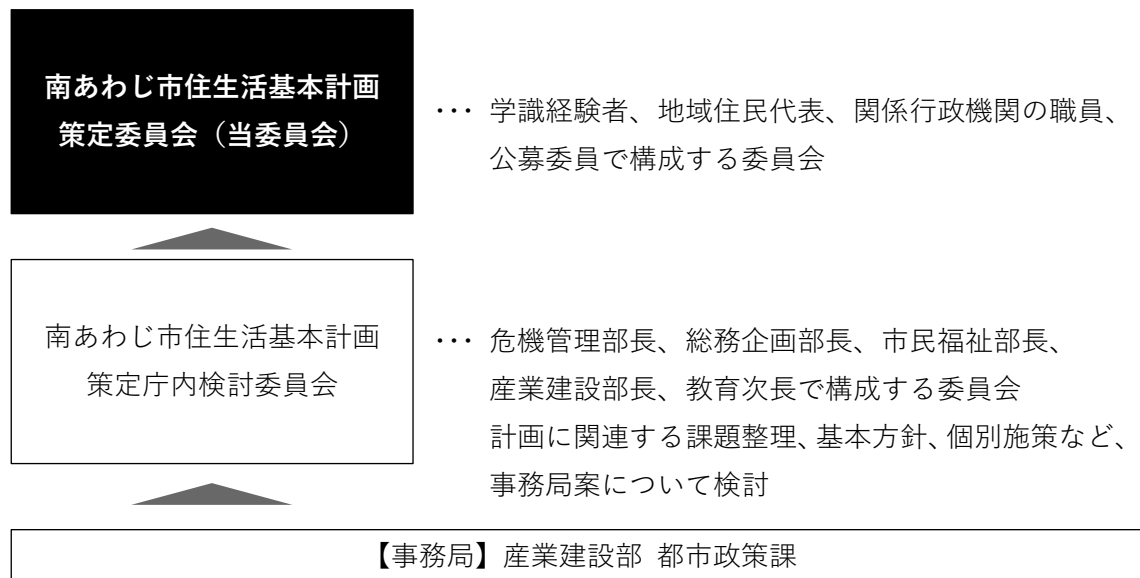
本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しを行います。

2. 計画検討の進め方

(1) 住生活基本計画の検討体制

住生活基本計画の検討は、産業建設部 都市政策課が事務局となり、「南あわじ市住生活策定庁内検討委員会」及び「南あわじ市住生活基本計画策定委員会（当委員会）」の2つの委員会により検討を進めていきます。

図 - 検討体制



(2) 住生活基本計画策定委員会の目的と役割

南あわじ市住生活基本計画策定委員会（当委員会）は、住生活基本計画の策定に関する事項について、市長からの諮問に対して、必要な調査・審議等を行いその結果を市長に答申します。

※ 南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例 参照

（３）計画策定までの検討スケジュールと策定委員会の開催予定

住生活基本計画は、下表のとおり検討を進めていきます。検討の進捗に応じて、第１回（本日）を含め、４回の策定委員会開催を予定しています。

【今後の検討スケジュール】

項目	時期	7月～9月	10月～12月	1月～3月
基本理念・目標の検討				
住宅施策の検討				
計画素案の作成				
パブコメ				
計画案の作成				
答申、計画の策定				

【策定委員会の開催予定】

回数	開催日	内容
第１回	８月２７日	諮問、計画の策定について、住まい・住環境の現状と課題の報告、基本理念・目標の検討
第２回	１０月頃	基本理念・目標、住宅施策の検討
第３回	１２月頃	住宅施策の検討、計画素案の作成、パブコメ実施予定の報告
第４回	２月頃	パブコメ結果の反映検討、計画案の作成、答申

